

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	地方分権推進事務					継続			
コード	03	-	23	-	02	-	00	予算事業名	地方分権推進事務
担当部署	政策財政部		政策企画課		広域企画担当			予算事業コード	会計 10 款 02 項 01 目 07

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務 義務ではない

基本目標(章)	共通	協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	根拠となる法令、条例等	なし
方向性(節)	2節	行財政改革の強力な推進	個別計画等の名称	なし
施策	1	新たな行財政運営システムの構築		
細施策	1	地方分権の推進		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市としてさらに権限の拡大を図る。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	①権限移譲対象事務の受け入れについて、担当部署との協議を行う。 ②地方分権推進一括法の制定に伴う権限移譲、条例制定等へ円滑に対応するため、全庁的な調整を行うとともに、必要な情報の収集・提供を行う。 ③中核市市長会において、国への要望活動、情報交換を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		475	512	3,029	452	477	
事業費	A	422	500	3,407	431	477	477
	B	7,400	7,400	7,400	11,100	11,100	7,400
総コスト(C=A+B)		7,822	7,900	10,807	11,531	11,577	7,877
正規職員(1年間の従事人数)		1.00人	1.00人	1.00人	1.50人	1.50人	1.00人
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D						
その他特定財源	E						
市の財政負担(=C-D-E)		7,822	7,900	10,807	11,531	11,577	7,877

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	埼玉県からの移譲済み事務数の割合	%	87.2	87.2	87.2	79.8	移譲済みの事業数/埼玉県権限移譲方針に基づく移譲対象事務数
活動	埼玉県からの新規移譲事務数	件	0	0	0	0	施行年度で測定
活動	一括法の制定に伴う条例制定件数	件	-	-	-	8	条例改正含む
活動	中核市市長会による国への要望・提言	件	7	5	3	5	

中心指標の考え方 成果指標は、法改正その他の理由により新規移譲が無くても変化するため、活動指標を中心に評価する。
指標に基づく評価 「埼玉県からの新規移譲事務数」は、過去4年0件で推移しているが、24年度に環境関係(騒音・振動)の事務が移譲されることが決定している(「割合」は90.5%になる予定)。一括法については、23年度8件、24年度38件(予定)の条例制定等が予定されており、的確な対応が図られている。

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
埼玉県権限移譲方針における移譲対象事務の概ね8割が既に移譲済みである。今後更に権限移譲を受けるにあたっては、県市間の役割分担及び権限移譲に伴う財政的負担等についても十分検討したうえで、推進していく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	埼玉県からの権限移譲については、県内に中核市が本市以外にないため比較できない。
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	総合計画において、「中核市として更に権限の拡大を図る」ことが明記されているにもかかわらず、事業を廃止・縮小した場合、権限の拡大が図れず、市民サービスが身近なところで行えなくなる。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
きめ細かい市民サービスや個性あるまちづくりを推進する上で、権限移譲を進めていくことは重要であり、埼玉県から権限移譲を受けるに当たっての庁内調整や中核市市長会において要望活動や情報交換を行うことは本市にとって必要である。また、一括法制定に伴う権限移譲、条例制定等へ円滑に対応するため、全庁的な調整等を行う必要がある。そのため、本事業については継続して実施する。	